

# 危険住宅の移転について がけ地近接等危険住宅移転事業

## がけ地近接等危険住宅移転事業

危険な「がけ」に近接して建っている住宅を安全な場所に移転する費用の一部を補助する制度です。

## この制度の対象となる住宅

次のいずれかに該当する住宅が補助の対象となります。

- (1) 災害危険区域内で区域指定前に建てられたもの
- (2) がけ条例で規制されている区域内で昭和 29 年 3 月以前に建てられたもの
- (3) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で区域指定前に建てられたもの
- (4) (3) に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (5) 上記 (1) ~ (4) の区域内及び過去 3 年間に災害救助法の適用を受けた地域で  
地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったもの

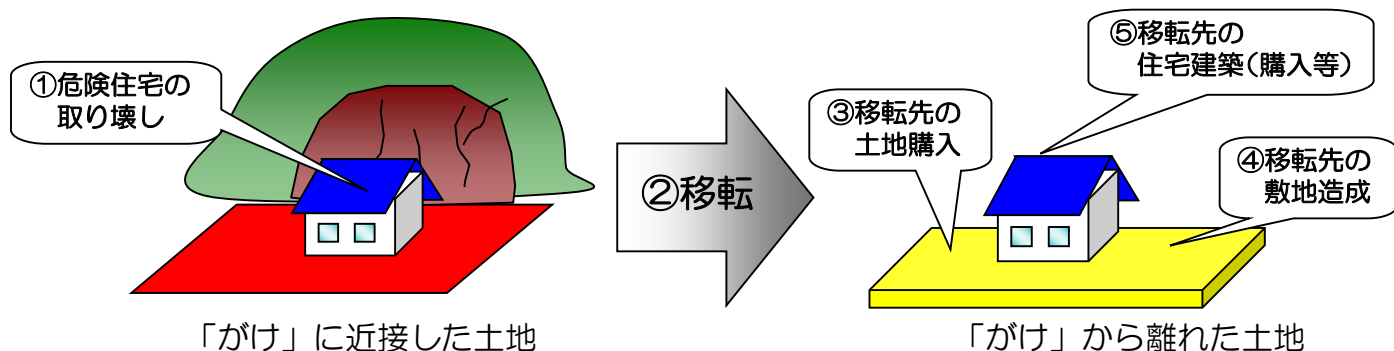
## 補助金額

補助金額は千円未満切り捨て

対 象		補助限度額	
除却費		危険住宅の取り壊し費用に対して 木造：2万8千円/m <sup>2</sup> 非木造：4万1千円/m <sup>2</sup> を補助	①
移転費(引っ越し費用)		危険住宅から移転するための費用として97万5千円までを補助	②
建設助成費※	移転先の土地購入	移転先の土地を購入するために金融機関等から借入をした場合、その利子に対して206万円まで補助	③
	移転先の敷地造成	移転先の敷地造成を行うために金融機関等から借入をした場合、その利子に対して60万8千円まで補助	④
	移転先の住宅建築(購入等)	危険住宅に代わる住宅を建築（購入）するために金融機関等から借入をした場合、その利子に対して465万円まで補助	⑤

※建設助成費は、借入金の利子（年利率8.5%を限度）に対する補助です。

※補助金は、移転後の住民票をご提出いただいた後に、一括でお支払いいたします。



イメージ図

# 制度に対するQ & A

Q1 補助対象となる住宅かどうかの判断がつかないのですが？

A1 まずは図面等をもって市町の担当課にご相談ください。事業の対象となるか、また制度について説明させていただきます。（事業を行う前年度の6月までにご相談ください。）

Q2 危険住宅を撤去し、住宅を新築完成させる時期はいつまでですか。

A2 この事業は単年度事業ですので、その年度内に完成させてください。  
なお、あなたの都合で今年度危険住宅の撤去を行い、来年度住宅を新築することはできます。しかしその逆はできません。（単年度に新築、撤去は出来ませんが、今年度新築し次年度撤去はできません。）

Q3 仕事の都合上、現在ある物置を残したり、また、危険住宅を物置として再利用したりすることはできますか？

A3 単純な道具置場である物置は残すことも可能です。また、やむを得ず危険住宅を物置として再利用する場合は、住宅として機能しないよう、台所、風呂場等の設備や電気・ガス・水道等のインフラ、床などを取りはずしてください。

なお、このような場合はあらかじめ市町の担当課に申し出てください。

Q4 危険住宅撤去後の跡地はどうしたらよいのですか？

A4 原則、建物は建てられません。畑、駐車場などに利用してください。

Q5 建物助成費として受け入れたお金を一括して金融機関の利子支払にあててよいですか。

A5 それはできません。あなたの借入れた年数に応じ支払ってください。

<担当窓口>

静岡県 暮らし・環境部 建築安全推進課 TEL：054-221-3292  
浜松市 都市整備部 建築行政課 TEL：053-457-2473

令和8年4月